

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-6
提出年月日	令和5年6月23日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-14, 16	以下の内容は、No.110にて更なる見直しを実施 記載表現の統一のため、以下の記載を追記する。(下線部の追記) 「・荷揚場シルトフェンス」自主対策設備理由説明の以下の下線部を追記した。 荷揚場シルトフェンスを設置するためには、最短でも360分程度要するが、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-18	以下の記載表現を修正する。(下線部の削除) 「・大規模火災用消防自動車」の自主設備の理由を修正する。 修正前) 「要員を確保してからの対応手段となるため、初期対応として使用できない場合があるものの、健全であれば航空機燃料の飛散による・・・」 修正後) 「要員を確保してからの対応手段となるため、初期対応として使用できない場合があるものの、航空機燃料の飛散による・・・」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-15	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-18, 29, 71, 98	技術的能力1.0の要員の名称変更により、以下の記載を修正する。 要員名称の変更のみであり、対応要員する要員自体は変更はない。 修正前) <u>土木建築</u> 工作班員 修正誤) 復旧班員	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-15, 26, 65, 66, 104 とりまとめた資料-5, 7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-22	記載表現の統一のため、以下の記載を修正する。(下線部の修正) 1.12.2.1(1)a.(c)操作の成立性のガンマカメラ及びサーモカメラの活用に関する記載 修正前) 「なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉格納容器及びアニュラス部から漏れいする・・・。」 修正誤) 「なお、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に当たっては、原子炉格納容器及びアニュラス部から漏れいする・・・。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-20	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-23, 39	記載表現の統一のため、以下の記載を修正する。(下線部の修正) (a)の1パラグラフ目の記載を修正する。 修正前) 「放水設備(大気への拡散抑制設備)による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、・・・。」 修正後) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、・・・。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-21, 35	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-23, 39	以下の記載表現を統一する。 (b)の図表番号の記載を修正する。(「-」→「.」に修正) 誤) 「第1.12-4図」及び「第1.12-5図」 正) 「第1.12.4図」及び「第1.12.5図」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-21, 36	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-23	以下の記載表現を統一する。 (b) 2, 3行目、「手順の概要図」は記載統一のため「手順の」を削除する。 誤) 「手順の概要図」 正) 「概要図」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-21	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-25	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「ii. 操作手順」3, 4行目の図表番号を修正 (下線部を修正) 誤) 「第1.12.4図」及び「第1.12.5図」 正) 「第1.12.6図」及び「第1.12.7図」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-22	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-27	添付資料の参照先番号の誤記を修正する。 「iii. 操作の成立性」最終行の添付資料番号を修正 (下線部を修正) 誤) 「(添付資料1.12.9, 1.12.18)」 正) 「(添付資料1.12.9, 1.12.19)」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-24	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-27	記載統一のため以下の記載を追記する。(下線部を追記) 「(b) 荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制」1行目の以下の記載を追記する。 修正前) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」 修正後) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-24	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-27	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「ii. 操作手順」3, 4行目の図表番号を修正 (下線部を修正) 誤) 「第1.12.4図」及び「第1.12.6図」 正) 「第1.12.6図」及び「第1.12.7図」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-24	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-28, 42	記載表現統一のため以下の記載を修正した。(下線部を修正) 「b. 海洋への拡散抑制設備 (放射性物質吸着剤) による海洋への放射性物質の拡散抑制」の1パラグラフ2行目及び2パラグラフ1行目の記載を修正 修正前) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」 修正後) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」 修正前) 「雨水等の排水経路の集水桝である合計3箇所に放射性物質吸着剤を設置することにより, 海洋への・・・。」 修正後) 「構内排水設備の集水桝の合計3箇所に放射性物質吸着剤を設置することにより, 海洋への・・・。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-25, 39	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-29	以下の誤記を修正する。 「(a) 手順着手の判断基準」2行目の誤記を修正(下線部を削除) 修正前) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断をした場合・・・」 修正後) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合・・・」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-26	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-29	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「(b) 操作手順」3, 4行目の図表番号を修正(下線部を修正) 誤) 「第1.12.4図」及び「第1.12.6図」 正) 「第1.12.6図」及び「第1.12.8図」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-26	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-30	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「c. 重大事故等時の対応手段の選択」6行目の図表番号を修正(下線部を修正) 誤) 「・・・手順の流れを第1.12.7図に示す。」 正) 「・・・手順の流れを第1.12.9図に示す。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-27	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-31, 32	以下の内容は、No.119にて更なる見直しを実施 操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) ＜修正内容＞下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c)操作の成立性 旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制操作は、運転員(中央制御室)1名、災害対策要員7名及び運転班員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイン開始まで120分以内で可能である。 新) 上記の現場の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイン開始まで150分以内で可能である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-33	以下の内容は、No.123にて更なる見直しを実施 操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) ＜修正内容＞下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c)操作の成立性 旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、災害対策要員3名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイン開始まで120分以内で可能である。 新) 上記の現場の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名により作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイン開始まで110分以内で可能である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-34	以下の内容は、No.127にて更なる見直しを実施 操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) ＜修正内容＞下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) e. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (e) 操作の成立性 旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、災害対策要員7名及び運転班員1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで120分以内で可能である。 新) 上記の現場の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名により作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-36 1.12-20, 93	1.12.2.2(1) d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 (b) 操作手順⑥及び⑧の記載を適正化する。 3行目「破損口部」は、前ページでは「破損箇所」、次ページでは「破損口等」としているが、女川審査実績を反映し「破損口等」に記載を修正する。 なお、「破損口等」の「等」は、原子炉格納容器及びアニュラス部、燃料取扱棟の破断口の特定ができない場合の、原子炉格納容器頂部等への放水を想定し「等」を付けた記載表現とする。 その他、関連した記載箇所についても同様に修正する。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	とりまとめた資料-6 1.12-18, 19, 33, 34, 97	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-36	以下の内容は、No.114にて更なる見直しを実施 記載表現の統一のため以下の記載を追記する。(下線部を追記) (e)操作の成立性の追記。(女川審査実績の反映) 修正前) 「上記(b)の現場の操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は280分以内で大気への・・・」 修正後) 「上記(b)の現場の操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、手順着手から280分以内で大気への・・・」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-37	以下の記載を追記修正する。(下線部を追記) 3パラグラフ目の記載の追記修正。 誤) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車からのホースの接続は・・・」 正) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は・・・」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-34	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-37	以下の記載を修正する。 6パラグラフの1行目の記載整合及び4行目の誤記の修正。(下線部を修正) 誤) 「発電所対策本部長からの・・・」 正) 「発電所対策本部からの・・・」 誤) 「・・・放射性物質の拡散抑制の実施指示から40分で放水・・・」 正) 「・・・放射性物質の拡散抑制の実施指示から5分で放水・・・」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-34	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-38	1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) d. (c)操作の成立性の文中に、以下の記載を追記修正する。本内容は、原子炉格納容器及びアニュラス部の損傷の際の手順等の文中にもある記載であり、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等でも共通して使用するガンマカメラ及びサーモカメラの使用に関する説明である。 <追記修正内容>：以下の記載表現は女川2号炉と同様 「なお、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水に当たっては、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。燃料取扱棟の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の中心に向けて放水する。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-35	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-42	以下の記載表現を統一のため修正する。(下線部を修正) 「b. 海洋への拡散抑制設備(放射性物質吸着剤)による海洋への放射性物質の拡散抑制」の2, 4及び5行目を修正 修正前) 「原子炉建屋」 修正後) 「燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-39	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-43	以下の記載を追記する。(下線部を追記) 「(3) 重大事故等時の対応手段の選択」の4行目に以下を追記(大飯審査実績の反映) 修正前) 「おそれがある場合は、可搬型スプレインゾルよりも・・・」 修正後) 「おそれがある場合は、 <u>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルよりも・・・</u> 」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-40	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-45, 48, 49, 51, 54	記載適正化の内容が不明瞭であるため、No.133, 135で改めて整理する。 以下の記載を修正する。(下線部を修正) —「(e) 操作の成立性」の3行目を修正(女川及び大飯審査実績の反映)— 修正前) 「・・・初期消火開始まで手順着手から <u>いずれの水源を利用しても20分以内で対応することとしている。</u> 」 修正後) 「・・・初期消火開始まで、 <u>いずれの水源を使用しても手順着手から20分以内で対応することとしている。</u> 」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-46	添付資料の参照先番号の誤記を修正する。 「(c) 操作の成立性」最終行の添付資料番号を修正 (下線部を削除) 誤) 「(添付資料1.12.11, 1.12.12, 1.12.16)」 正) 「(添付資料1.12.12, 1.12.16)」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-43	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-52	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「(b) 操作手順」3, 4行目の図表番号修正 (下線部を修正) 誤) 「第1.12.15図」, 「第1.12.16図」及び「第1.12.17図」 正) 「第1.12.17図」, 「第1.12.18図」及び「第1.12.19図」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-54	添付資料の参照先番号の誤記を修正する。 「(c) 操作の成立性」最終行の添付資料番号を修正 (下線部を修正) 誤) 「(添付資料1.12.14, 1.12.15, 1.12.16)」 正) 「(添付資料1.12.15, 1.12.16, 1.12.17)」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-59, 63	監視計器一覧の項目の記載を他項目と統一して修正する。 「b. 海洋への拡散抑制設備 (放射性物質吸着剤) による海洋への放射性物質の拡散抑制」の項目が上段の「a.」に含まれるような項目分けであるため、「b.」の上に「(2)海洋への放射性物質の拡散抑制」の項目を追加し、他項目と整合を図った。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-53, 57	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-66, 81 1.12-87, 89, 90, 111	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直しする。(下線部参照) また、添付資料1.12.4「放射性物質拡散抑制手順の作業時間について」も同様に見直しする。 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水泡による大気への放射性物質の拡散抑制」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間(訓練実績等)の見直し 見直し前)作業時間(訓練実績等):200分 見直し後)作業時間(訓練実績等):220分 「可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水泡及び泡混合設備による泡消火」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間(訓練実績等)の見直し 見直し前)作業時間(訓練実績等):250分 見直し後)作業時間(訓練実績等):275分 「添付資料1.12.4「放射性物質拡散抑制手順の作業時間について」」 ・「第1表 個別作業の概要及び想定時間」の個別時間及び移動距離の見直し ・距離数の記載に「,」を追加	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等(SAT112 r.6.0)」に反映済み
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-61, 76 1.12-83, 88, 89, 118	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-67, 82, 91	「第1.12.3図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置図」の放水砲までの可搬型ホース敷設ルートを適正化した。当初からの放水砲設置箇所やホース敷設ルートの変更は無く、設置位置図上の適正化のみ実施した。	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等(SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-62, 77, 90	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-68	「第1.12.4図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所 の絞り込み 概要図」に本文と整合させるため原子炉建屋内に「燃料取扱 棟」の記載を追加した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に 係る発電用原子炉設置者の重大事故の発 生及び拡大の防止に必要な措置を実施 するために必要な技術的能力に係る審査 基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発 電所外への放射性物質の拡散を抑制す るための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映 済み
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-63	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-69, 119, 121	マスキング対象図面の整理により、【海洋への拡散抑制設備 設置位置図】 のマスキングを対象外とする。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に 係る発電用原子炉設置者の重大事故の発 生及び拡大の防止に必要な措置を実施 するために必要な技術的能力に係る審査 基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発 電所外への放射性物質の拡散を抑制す るための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映 済み
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-64, 129, 132	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-69, 121	「第1.12.6図 海洋への拡散抑制設備 設置位置図」の凡例2つ目の記載を 以下のとおり修正した。 修正前) 「構内排水設備 (シルトフェンス及び放射性物質吸着剤設 置箇所) ※1」 修正後) 「構内排水設備 (集水柵シルトフェンス及び放射性物質吸 着剤設置箇所) ※1」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に 係る発電用原子炉設置者の重大事故の発 生及び拡大の防止に必要な措置を実施 するために必要な技術的能力に係る審査 基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発 電所外への放射性物質の拡散を抑制す るための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映 済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-64, 132	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-73, 78	記載表現の統一のため以下の記載を追記する。(下線部を追記) 「第1.12.11図 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火 タイムチャート」の「※1」の3行目の設備名称の修正 修正前) 資機材運搬車両 修正後) 資機材運搬車両(泡消火薬剤)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-69, 74	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-87 1.12-111	以下の可搬型ホースの敷設箇所の記載が不足しているため修正する。 可搬型ホース敷設箇所の表は全ホース敷設ルートを記載するため以下の情報を追記する。不要となる情報は削除する。 <修正内容> ・敷設ルートに「海水取水箇所(3号炉取水ピットスクリーン室)～放水砲設置場所(T.P.10mタービン建屋西側)」を追加し、以下の情報を追加する。 ①敷設長さ：約350m×2系統 ②ホース口径：300A ③本数：約7本×2系統 ④表タイトルの「(原子炉建屋東側に放水砲を設置する場合)」は削除する	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-84 1.12-119	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-87	「3. 必要要員数及び作業時間」の以下の修正を実施する。(下線部を修正) 修正前) 作業時間 (訓練実績等) : 200分 (現場移動, 放射線防護具着用時間を含む) 修正後) 作業時間 (訓練実績等) : 200分 (現場移動, 放射線防護具着用時間を含む)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-83	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-87 1.12-111	以下の可搬型ホース敷設長さに対する、可搬型ホース本数の誤記を修正する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の可搬型ホース敷設箇所の表の「海水取水箇所(3号炉取水ピットスクリーン室)～放水砲設置場所(T.P.10m原子炉建屋東側)」の以下、下線部の誤記を修正する。 <追記内容> 本数 誤)約9本×2系統 正)約8本×2系統	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等(SAT112 r.6.0)」に反映済み
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-84 1.12-119	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-88	添付資料1.12.3「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」の現場写真の情報に他条文と統一して「(屋外T.P.10.3m)」を追記する。また、現場写真の情報で以下の修正を実施する。(下線部を修正。) 修正前) 可搬型ホース(300A) 接続口 修正後) 可搬型ホース(300A) 接続 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(放水砲用)による可搬型ホース敷設	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等(SAT112 r.6.0)」に反映済み
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-85	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-89	以下の内容は、No.169にて更なる見直しを実施 以下の誤記を訂正する。 「添付資料1.12.4 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について」の第1図の誤記を訂正する。(下線部について修正) 誤) 第1図 海水取水場所と放水砲設置箇所間のホース敷設ルート 正) 第1図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質拡散の抑制手順 タイムチャート	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-93	以下を追記修正する。 添付資料中の図表の名称を上段の文書と記載統一をする。(下線部を修正) 修正前) 「第1図 直状放射による放水」, 「第2図 直状放射による放水状況」 修正後) 「第1図 直線状放射による放水」, 「第2図 直線状放射による放水状況」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-97	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-95	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線部を修正) 誤) 屋外T.P.10.3m, T.P.31.0m 正) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-99	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-95	「添付資料1.12.8 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所 の 絞込み」の記載表現を修正する。 「4. 操作の成立性」, 「作業環境」下から2行の記載表現を修正。(下線部を修正) 修正前) 「なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。」 修正後) 「なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、他の作業における訓練実績等から、夏季と冬季での作業時間に相違がないものと判断できる。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-99	同上	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-97	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線部を修正) また、現場写真に「(屋外T.P.3.0m)」を追記する。 誤) 屋外T.P.10.3m 正) 屋外T.P.3.0m	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-102, 103	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-103, 105, 107	以下の内容は、No.171にて更なる見直しを実施 以下の記載を修正する。(下線部を修正) —「4. 操作の成立性」の「作業性」5行目の記載の適正化をする。 誤) 「また、可搬型ホースはカブラ等により容易かつ確実に・・・」 正) 「また、可搬型ホースの接続は結合金具により容易かつ確実に・・・」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-103, 104	以下の誤記を修正する。(下線部を修正) 「2. 作業場所」及び現場写真の記載の修正。 また、現場写真の記載情報を他条文と統一した修正を実施する。 誤) 屋外T.P. <u>31.0</u> m 正) 屋外T.P. <u>33.1</u> m 修正前) 可搬型ホース(150A)接続口 修正後) 可搬型ホース(150A)接続前 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-110, 111	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-105, 106	以下の誤記を修正する。(下線部を修正) 「2. 作業場所」及び現場写真の記載の修正。 また、現場写真の記載情報を他条文と統一した修正を実施する。 誤) 屋外T.P. <u>31.0</u> m 正) 屋外T.P. <u>33.1</u> m 修正前) 可搬型ホース(150A)接続口 修正後) 可搬型ホース(150A)接続前 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-112, 113	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-107, 108	以下の誤記を修正する。(下線部を修正) 「2. 作業場所」及び現場写真の記載の修正。 また、現場写真の記載情報を他条文と統一した修正を実施する。 誤) 屋外T.P. <u>31.0</u> m 正) 屋外T.P. <u>33.1</u> m 誤) 屋外T.P. <u>10</u> m 正) 屋外T.P. <u>10.3</u> m 修正前) 可搬型ホース(150A)接続口 修正後) 可搬型ホース(150A)接続前 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-114, 115	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-109	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線部を修正) 誤) 屋外T.P. <u>31.0</u> m 正) 屋外T.P. <u>33.1</u> m	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-116	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-109, 110	以下の記載を修正する。(下線部を修正) 「4. 操作の成立性」の「作業性」3行目の記載の適正化をする。 誤) 「消防ホースは、人力で運搬・敷設が可能な仕様であり、 カブラ等により容易かつ確実に接続できる。」 正) 「消防ホースは、人力で運搬・敷設が可能な仕様であり、 接続はワンタッチ式により容易かつ確実に接続できる。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-116, 117	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-110	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線部を修正) 誤) 屋外T.P. <u>31.0</u> m 正) 屋外T.P. <u>33.1</u> m	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-117	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-112	添付資料1.12.15「可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火」の現場写真の情報に他条文と統一して「(屋外T.P.10.3m)」を追記する。また、以下の修正を実施する。(下線部を修正。) 修正前) 可搬型ホース (300A) 接続口 修正後) 可搬型ホース (300A) 接続 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車 (<u>放水砲用</u>) による可搬型ホース敷設	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-119, 120	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-118	添付資料1.12.17「放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について」の本文と最後段の表中の単位を整合する。 <修正箇所> 本文下から2行目の「放射できる量 (4.0m ³)」の記載に対して、その下の表では「4,000ℓ」と、単位換算しないとわからないため、本文を以下のとおりとする。 修正前) 「・・・約20分間放射できる量 (4.0m ³) を保有している。」 修正後) 「・・・約20分間放射できる量として4,000L (4.0m ³) を保有している。」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-128	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-118	添付資料1.12.17「放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について」の最後段の表中の単位を修正する。 ・表中の「ℓ」は「L」に修正	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-128	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-123	以下の内容は、No.175にて更なる見直しを実施 機密情報に関する記載の以下の記載を追記修正する。 <追記修正> — : 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-28 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)」に反映済み
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	全般	改行の修正、文字の色塗り、半角/全角の修正を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	全般	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	とりまとめた資料-1	1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況の1-1) c. に以下を追記する。 <追加事項> 「・女川2号炉の審査実績を反映し、自主対策設備であるガンマカメラ及びサーモカメラを新たに追加する。大気への放射性物質の拡散抑制のため、原子炉格納容器、アニュラス部及び燃料取扱棟の破損箇所の特定は目視による確認と合わせて、破損箇所が特定できない場合はガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。設備の追加に関連して資料を修正した。」	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-1	比較表タイトルの誤記を以下のとおり修正した（下線部を削除） 修正前) 発電所等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 修正後) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-9, 10	記載の適正化のため以下を修正した。（下線部を修正） 1.12.1(2) a. 及びb. の1パラグラフ2行目を修正。 修正前) 「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。」 修正後) 「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合で、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。」	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-7, 9	修正内容は同上 修正に伴う女川2号炉との相違は相違理由欄に「【女川】記載表現の相違」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-14, 16	記載の適正化のため以下を修正する。(下線部を削除) 1.12.1(2) d. (a)及び(b)「放射性物質吸着剤」の自主対策設備として位置付けた理由の記載内容を修正。 修正前) 「放射性物質吸着剤を設置するためには、 <u>最短でも</u> 作業開始を判断してから250分程度要することになるが、・・・。」 修正後) 「放射性物質吸着剤を設置するためには、 <u>作業開始を判断してから</u> 250分程度要することになるが、・・・。」	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-13, 14	修正内容は同上 修正に伴う女川2号炉との相違理由に「【女川】記載表現の相違」を追記する。	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-14, 16	記載の適正化のため以下を修正する。(下線部を修正) 1.12.1(2) d. 「荷揚場シルトフェンス」の自主対策設備として位置付けた理由の記載内容を修正。 修正前) 「荷揚場シルトフェンスを設置するために、 <u>最短でも</u> 360分程度要するが、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。」 修正後) 「荷揚場シルトフェンスを設置するためには、 <u>作業開始を判断してから</u> 360分程度要することになるが、 <u>放射性物質をシルトフェンス内に滞留させる効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</u> 」	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-13, 14	同上	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-18	記載の適正化のため以下の修正を実施する。 (下線部を追記) 1.12.1(2) e. 手順等の要員の記載に、以降の手順には記載があるものの本項目には記載がされていないため追記し、整合性を図る。 修正前) 「これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長(当直)、災害対策要員、放管班員、消火要員及び復旧班員の対応として、発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順等に定める(第1.12.1表)。」 修正後) 「これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長(当直)、災害対策要員、 <u>災害対策要員(支援)</u> 、 <u>運転班員</u> 、放管班員、消火要員及び復旧班員の対応として、発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順等に定める(第1.12.1表)。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-15 とりまとめた資料-5, 7	修正内容は同上 とりまとめた資料の要員に関する説明の相違理由に追記する。	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-21, 37	記載の適正化及び記載統一のため以下の修正を実施する。 (下線部を修正) 1.12.2.1(1)a.(c)操作の成立性の記載を修正 修正前) 「上記(b)の現場の操作は、準備段階では災害対策要員6名にて実施し、所要時間は280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。」 修正後) 「上記の現場操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、 <u>手順着手から</u> 280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。」	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-19, 34	修正内容は同上 修正に伴う女川2号炉との相違は相違理由欄に「【女川】記載表現の相違」を追記した。	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-22	女川原子力発電所2号炉欄の先行プラント他社情報の抜粋元記載に関する誤記を修正した。修正箇所は下線部のとおり。 誤) 【島根2号炉1.12の放射性物質吸着剤手順より抜粋】 正) 【島根2号炉1.12の放射性物質吸着剤手順より抜粋】	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-27, 40, 41, 42	以下の記載を追記する。(下線部を追記) 1.12.2.1(2)a.(b)の、放射性物質を含む汚染水の発生に関する説明に放水砲による海水を放水した場合の記載があるが、「集水桝シルトフェンス」の説明文同様に、大飯3/4号炉同様の表現である、雨水による汚染水発生の要因が考えられるため「等」を追記する。(前回修正の水平展開) 修正前) 「・・・、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。」 修正後) 「・・・、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部に海水を放水する場合等は、放射性物質を含む汚染水が発生する。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-24, 37, 38, 39	修正内容は同上 修正に伴う女川2号炉との相違は相違理由欄に「【女川】記載表現の相違」を追記した。	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-31, 32	操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) <修正内容>下線部の修正を実施。 1.12.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c) 操作の成立性 旧) <u>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制操作は、運転員(中央制御室)1名、災害対策要員7名及び運転班員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで120分以内で可能である。</u> 新) <u>上記の現場操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。</u>	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-29	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-32	手順着手の判断基準の記載内容の記載表現を修正する。 (下線部の修正を実施) 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (a) 手順着手の判断基準 旧) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) 近傍に近づける場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 新) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) 近傍に近づける場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-30	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-33, 84	操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) <修正内容> 下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c) 操作の成立性 旧) 上記の操作は、 <u>運転員 (中央制御室) 1名、災害対策要員3名</u> により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで <u>120分</u> 以内で可能である。 新) 上記の現場操作は、 <u>災害対策要員7名及び災害対策要員 (支援) 1名</u> にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで <u>110分</u> 以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-30, 79	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-33	手順着手の判断基準の記載内容の記載表現を修正する。 (下線部の修正を実施) 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (a) 手順着手の判断基準 旧) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) 近傍に近づける場合に、海水が取水できない場合及び原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 新) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) 近傍に近づける場合に、海水が取水できないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-31	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-34, 84	操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) <修正内容>下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c) 操作の成立性 旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、災害対策要員7名及び運転班員1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで120分以内で可能である。 新) 上記の現場操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員 (支援) 1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-31, 79	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-41	以下の誤記を削除する（下線部を削除） 1.12.2.2(2) a. の集水柵シルトフェンス1重目設置完了による放水砲の開始ができる対象は屋外での放水である「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲」のみであり、屋内での放水の「可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズル」は削除する。 修正前) 「なお、1重目の集水柵シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、1重目の集水柵シルトフェンス設置完了後、 <u>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズル又は可搬型大容量海水送水ポンプ車</u> 及び放水砲による放水を実施する。」 修正後) 「なお、1重目の集水柵シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、1重目の集水柵シルトフェンス設置完了後、 <u>可搬型大容量海水送水ポンプ車</u> 及び放水砲による放水を実施する。」	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-37	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-45, 46, 73, 102	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直しする。（下線部を修正） また、添付資料1.12.12の「3. 必要要員数及び作業時間」の作業時間（想定）及び作業時間（訓練実績等）も同様に見直しする。 「化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火」 ・1.12.2.3(1) a. (c)操作の成立性の作業時間の見直し 見直し前) 「・・・いずれの水源を使用しても手順着手から <u>20分</u> 以内で対応することとしている。」 見直し後) 「・・・いずれの水源を使用しても手順着手から <u>30分</u> 以内で対応することとしている。」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間（想定）及び作業時間（訓練実績等）の見直し 見直し前) 作業時間（想定）：20分 作業時間（訓練実績等）：17分 見直し後) 作業時間（想定）：30分 作業時間（訓練実績等）：24分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-42, 69, 108	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-45, 46	以下の記載を修正する。(下線部を修正) 「(c) 操作の成立性」の3行目を修正(女川及び大飯審査実績の反映) 修正前) 「・・・初期消火開始まで手順着手からいずれの水源を利用して30分以内で対応することとしている。」 修正後) 「・・・初期消火開始まで、いずれの水源を使用しても手順着手から30分以内で対応することとしている。」	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-42	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-48, 49, 51, 54	以下の記載を修正する。(下線部を修正) 「(c) 操作の成立性」の3行目を修正(女川及び大飯審査実績の反映) 修正前) 「・・・初期消火開始まで手順着手から代替給水ピットを水源とした場合の所要時間は140分以内、・・・」 修正後) 「・・・初期消火開始まで、代替給水ピットを水源とした場合は手順着手から140分以内、・・・」	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-44, 46, 48	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-48	記載統一のため以下の修正を実施する。 (下線部を修正) 1.12.2.3(1) b. (c) 操作の成立性 2パラグラフの記載を修正 修正前) 「また、消火要員3名により作業を実施した場合、・・・。」 修正後) 「また、消火要員3名に <u>て</u> 作業を実施した場合、・・・。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-44	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-48, 49, 75, 76, 103	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直しする。(下線部を修正) また、添付資料1.12.13-(1)の「3. 必要要員数及び作業時間」の作業時間(想定)及び作業時間(訓練実績等)も同様に見直しする。 「可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火」 【水源：代替給水ピット】 ・1.12.2.3(1) b. (c)操作の成立性の作業時間の見直し 見直し前) 【8名作業の場合】 「・・・代替給水ピットを水源とした場合は手順着手から <u>120分</u> 以内・・・。」 【3名作業の場合】 「・・・代替給水ピットを水源とした場合は手順着手から <u>150分</u> 以内・・・。」 見直し後) 【8名作業の場合】 「・・・代替給水ピットを水源とした場合は手順着手から <u>140分</u> 以内・・・。」 【3名作業の場合】 「・・・代替給水ピットを水源とした場合は手順着手から <u>215分</u> 以内・・・。」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間(想定)及び作業時間(訓練実績等)の見直し 見直し前) 作業時間(想定) : <u>120分</u> / <u>150分</u> 作業時間(訓練実績等) : <u>100分</u> 以内/ <u>130分</u> 以内 見直し後) 作業時間(想定) : <u>140分</u> / <u>215分</u> 作業時間(訓練実績等) : <u>115分</u> 以内/ <u>185分</u> 以内	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-44, 71, 72, 110	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-48, 49, 75, 76, 105	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直しする。(下線部を修正) また、添付資料1.12.13-(2)の「3. 必要要員数及び作業時間」の作業時間(想定)及び作業時間(訓練実績等)も同様に見直しする。 「可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火」 【水源：原水槽】 ・1.12.2.3(1)b.(c)操作の成立性の作業時間の見直し 見直し前) 【8名作業の場合】 「・・・原水槽を水源とした場合は手順着手から130分以内・・・。」 【3名作業の場合】 「・・・原水槽を水源とした場合は手順着手から245分以内・・・。」 見直し後) 【8名作業の場合】 「・・・原水槽を水源とした場合は手順着手から180分以内・・・。」 【3名作業の場合】 「・・・原水槽を水源とした場合は手順着手から275分以内・・・。」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間(想定)及び作業時間(訓練実績等)の見直し 見直し前) 作業時間(想定) : 130分/245分 作業時間(訓練実績等) : 100分以内/190分以内 見直し後) 作業時間(想定) : 180分/275分 作業時間(訓練実績等) : 150分以内/235分以内	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-44, 71, 72, 112	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-48, 49, 75, 76, 107	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直しする。(下線部を修正) また、添付資料1.12.13-(3)の「3. 必要要員数及び作業時間」の作業時間(想定)及び作業時間(訓練実績等)も同様に見直しする。 「可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火」 【水源：海水】 ・1.12.2.3(1) b. (c)操作の成立性の作業時間の見直し 見直し前) 【3名作業の場合】 「・・・海水を用いた場合は手順着手から270分以内・・・」 見直し後) 【3名作業の場合】 「・・・海水を用いた場合は手順着手から300分以内・・・」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間(想定)及び作業時間(訓練実績等)の見直し 見直し前) 作業時間(想定) : 180分/270分 作業時間(訓練実績等) : 150分以内/220分以内 見直し後) 作業時間(想定) : 180分/300分 作業時間(訓練実績等) : 150分以内/265分以内	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-44, 71, 72, 114	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-57, 58 1.12-18	記載表現の統一のため以下の修正をした。(下線部を修正) 第1.12.1表の手順書の分類を修正。合わせて、1.12.1(2)e. の記載も修正。 【第1.12.1表】 修正前) 「手順の分類」 修正後) 「手順書の分類」 修正前) 「・・・手順」 修正後) 「・・・手順書」 追加) 「 <u>発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順書</u> 」 修正前) 「重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に対処する手順書」 修正後) 「 <u>発電所対策本部用手順書</u> 」 追加) 「 <u>発電所対策本部用手順書</u> 」 【1.12.1(2)e. 2パラグラフ目】 修正前) 「・・・発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順等に定める(第1.12.1表)。」 修正後) 「・・・発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順書等に定める(第1.12.1表)。」	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-51, 52 1.12-15 とりまとめた資料-5	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-66, 75, 76, 81, 89, 90	表現の適正化のため以下の修正を実施(下線部を修正) 可搬型大容量海水送水ポンプ車による放水のタイムチャートの放水開始の表現を修正。同様のタイムチャートを使用している添付資料1.12.4も修正。 修正前) 「送水準備, 送水」 修正後) 「 <u>放水準備, 放水</u> 」	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-61, 71, 72, 76, 88, 89	修正内容は同上 修正に伴う女川2号炉との相違は相違理由欄に「【女川】記載表現の相違」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-66	記載適正化のため以下のを修正する。 第1.12.2図「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 タイムチャート」の操作手順の番号を、本文に記載されている手順と整合するように適正化した。 なお、手順の変更は実施していない。 修正前) ③, ⑤ 修正後) ⑤⑥	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-61	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-67, 82, 91	記載適正化のため、以下の修正を実施する。(下線部を修正) ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置図の水源の記載表現を修正 修正前) 「海水取水場所 (3号炉取水ピットスクリーン室)」 修正後) 「海水取水箇所 (3号炉取水ピットスクリーン室)」	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-62, 77, 90	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-68	以下の誤記を修正する。(下線部を修正) 第1.12.5図のガンマカメラ又はサーモカメラ設置のタイムチャートの※書きの誤記及び内容を修正する。 修正前) 「ガンマカメラ又はサーモカメラ設置 ^{※1} 」 修正後) 「ガンマカメラ又はサーモカメラ設置 ^{※1※2} 」 修正前) 「※2：緊急時対策所から原子炉建屋付近までの運搬を想定した移動時間に余裕を見込んだ時間」 「※3： <u>ガンマカメラ又はサーモカメラの設置を想定した作業時間に余裕を見込んだ時間</u> 」 修正後) 「※2： <u>ガンマカメラ又はサーモカメラの緊急時対策所から原子炉建屋付近までの運搬及び設置を想定した作業時間</u> に余裕を見込んだ時間」 ※3は※2に統合し削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-63	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-69	以下の図表名称を修正する。(下線部を修正) 修正前) 「第1.12.6図 海洋への拡散抑制設備 設置位置図」 修正後) 「第1.12.6図 海洋への放射性物質の拡散抑制設備 設置位置図」	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-64	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-69, 98	以下の誤記を訂正する。(下線部を修正) 集水柵の漢字間違いの修正 誤) 集水柵 正) 集水栴	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-64, 104	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-79	記載統一のため、以下の修正を実施する。 ・「第1.12.16図 大規模火災用消防自動車による泡消火 ホース敷設ルート図」の水源の記載に「水源：海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）」を追記する。 ・本追記修正は、水源が増えるわけではなく、元からある手段の取水箇所を他のホース敷設ルート図と統一して記載するものである。	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-74	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-81	記載適正化のため以下のを修正する。 第1.12.18図「可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火 タイムチャート」 バー表示の誤記修正 操作手順の適正化（手順内容の修正は実施していない。） 修正前) ②, ④ 修正後) ④⑤ 以下の記載内容適正化(下線部を修正。設置箇所の変更は無く表現を明確化した。) (旧) ※6: 泡混合設備の運搬時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した運搬時間及び泡混合設備の設置実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※6: 泡混合設備の運搬時間として、51m倉庫・車庫エリアから <u>海水取水箇所(3号炉取水ビットスクリーン室)</u> 付近までを想定した運搬時間及び泡混合設備の設置実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-76	同上	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-87, 95, 98	作業・操作の成立性における記載の適正化(下線部参照) (旧) ヘッドライト及び懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 (新) <u>ヘッドライト</u> 、 <u>懐中電灯</u> 等を携行していることから、アクセス可能である。	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-83, 99, 104	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-87, 95, 96, 97, 98	作業・操作の成立性における記載の適正化（下線部の修正） （旧）汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 （新）操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-83, 99, 100, 102, 104	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-89	以下の誤記を訂正する。 「添付資料1.12.4 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について」の第1図の誤記を訂正する。（下線部について修正） 誤）第1図 <u>海水取水場所と放水砲設置箇所間のホース敷設ルート</u> 正）第1図 <u>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制手順 タイムチャート</u>	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-88	同上	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-103, 105, 107	以下の記載を修正する。（下線部を修正） 「4. 操作の成立性」の「作業性」5行目の記載の適正化をする。 修正前）「また、可搬型ホースはカブラ等により容易かつ確実に・・・」 修正後）「また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具により容易かつ確実に・・・」	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-110, 112, 114	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-119	添付資料1.12.18「発電所構内の雨水排水経路図」の記載表現を修正する。 修正内容は、構内排水経路の系統流末の「矢印表示」を「円囲い表示」に修正する。記載表現は女川の同様の雨水排水経路を示した図表と同様。 なお、本図は他の審査項目で用いている資料の一部抜粋であり、引用元の資料最新化に伴い修正する。	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-129	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-123	添付資料1.12.21-(1)判断基準の解釈一覧のマスクングを削除（他の審査項目の資料と横並びを合わせ削除した。）	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-134	同上	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.7.0)	1.12-123	記載統一のため以下の修正を実施。 添付資料1.12.21-(1)判断基準の解釈一覧の「(2)海洋への放射性物質の拡散抑制」の手順の項目を、1.12.2.1と1.12.2.2で同じ項目になるように修正した。	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.6.0)	1.12-134	同上	
以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
179	1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための			

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	とりまとめた資料-5	大飯3/4号炉との「記載方針の相違」No.②の大飯3/4号炉欄の本文流用の記載を修正する。(下線部を削除) 修正前) 「大容量ポンプ(放水砲用)への燃料補給の手順は、 <u>技術的</u> 能力1.6で整備する。」 修正後) 「大容量ポンプ(放水砲用)への燃料補給の手順は技術的 <u>能力</u> 1.6で整備する。」	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	とりまとめた資料-7	大飯3/4号炉との「相違識別の省略」2項目の泊3号炉欄の記載を修正する。(下線部を削除) 修正前) 「・運転班員、」 修正後) 「・運転班員」	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	とりまとめた資料-8	女川2号炉との「設備の相違」相違理由欄の記載を修正する。 ・「、」を「,」に修正	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-9~11, 14~20, 22~29, 32~35, 37, 39~45, 47~50, とりまとめた資料-7	比較表大飯3/4号炉欄の誤記を修正する。 ・文中の「、」が「,」になっているため修正する。	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-12	女川欄の比較のための再掲ページ数の修正を実施する。(下線部を削除) 修正前) 【比較のため、比較表P1.12- <u>10</u> より再掲】 修正後) 【比較のため、比較表P1.12- <u>8, 9</u> より再掲】	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-15	比較表女川欄の以下の誤記を修正する。(下線部を削除) 修正前) 「上記a. , b. <u>、</u> 及びc. により選定した・・・」 修正後) 「上記a. , b. <u>、</u> 及びc. により選定した・・・」	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-34, 35	比較表女川欄の誤記を修正する。(下線部を修正) 修正前) 「【再掲(1.12.2.1(1)a.より(P1.12- <u>18, 19</u>)]」 修正後) 「【再掲(1.12.2.1(1)a.より(P1.12- <u>19, 20</u>)]」 修正前) 「【再掲(1.12.2.1(1)a.より(P1.12- <u>19</u>)]」 修正後) 「【再掲(1.12.2.1(1)a.より(P1.12- <u>20</u>)]」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-50	女川欄の比較のための再掲ページ数の修正を実施する。 (下線部を削除) 修正前) 【再掲 (1.12.2.1(3)より (P1.12-35))】 修正後) 【再掲 (1.12.2.1(3)より (P1.12-27))】	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-59	監視計器一覧 (第1.12.2表) の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・原子炉格納容器内への注水量 (新) ・原子炉格納容器への注水量	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-53	同上	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-60～63	監視計器一覧 (第1.12.2表) の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一 (旧) の4項目を (新) の1項目へ統合) (旧) ・使用済燃料ピットの温度 ・使用済燃料ピットの水位 ・使用済燃料ピット周辺の放射線量率 ・使用済燃料ピットの状態監視 (新) ・使用済燃料ピットの監視	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-55～57	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-67, 69, 74, 77, 79, 82, 91, 92, 119, 121	ホース敷設ルート図, 設置位置図について屋外図面を最新化した。	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-62, 64, 70, 73, 74, 77, 90, 96, 129, 132	同上	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-92, 94, 95, 126, 127	比較表女川欄の誤記修正を実施 (下線部参照) 修正前) 大容量送水ポンプ (タイプⅠⅠ) 修正後) 大容量送水ポンプ (タイプⅡ)	
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-92	比較表女川の添付資料の修正を実施 (下線部参照) 修正前) 1図に示す作業の操作時間は第1表のとおりである。 修正後) 第1図に示す作業の操作時間は第1表のとおりである。	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-94	比較表女川の添付資料の誤記修正を実施 (下線部参照) 修正前) これよりホース延長回収車の移動時間等も考応した・・・ 修正後) これよりホース延長回収車の移動時間等も考慮した・・・	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-123, 132	比較表大飯欄のマスクング範囲の適正化を実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-87, 88, 95~98, 102~112	屋外作業のエレベーション表記を見直し (下線部参照) 【添付資料1.12.3, 1.12.8, 1.12.9-(1), 1.12.9-(2), 1.12.10, 1.12.12, 1.12.13-(1)(2)(3), 1.12.14-(1)(2), 1.12.15 「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P. Om (新) 屋外 (〇〇周辺及び△△周辺) 【添付資料1.12.3, 1.12.9-(2), 1.12.13-(1)(2)(3), 1.12.14-(1)(2), 1.12.15 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P. Om (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉又は島根2号炉, 画像タイトルの記載は大飯と同様。	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-83, 85, 99, 100, 102~104, 108, 110~120	同上	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-94	添付資料1.12.7「放水砲による放射性物質の抑制効果について」の放水砲による放水量の値を修正する。 算出元となる可搬型大容量海水送水ポンプ車の最大放水量が過去の情報であったため、「20,000L/min」で算出した結果に修正する。 (下線部を修正) 修正前) 放水砲の放水量・・・約830mm/h 修正後) 放水砲の放水量・・・約750mm/h 修正前) 最大放水量 (約1,340m ³ /h) 修正後) 最大放水量 (約1,200m ³ /h)	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-98	同上	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-98, 128	比較表大飯欄の添付資料を, 比較のため順番を入替えて掲載していることを明記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-95	記載の統一のため修正する。(下線部を修正) 修正前) 「4. 操作の成立性」 修正後) 「4. 作業の成立性」	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-99	同上	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-114, 116	泊欄のマスクング範囲の適正化を実施 化学消防自動車及び大規模火災用消防自動車による泡消火の「射程と射高の関係」の図はマスクング対象外とする。	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-123, 126	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.8.0)	1.12-123	添付資料1.12.21「可搬型大容量海水送水ポンプ車用の燃料について」を新規追加する。 大飯3/4号炉で作成されている添付資料であるが、当初、技術的能力1.14で整理する予定であったが、大飯3/4号炉と同様の資料構成とし、技術的能力1.12で整理する。	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.7.0)	1.12-134 1.12-5	資料修正の内容は同上。 以下の相違理由は大飯3/4号炉と同様の資料を作成するため削除する。 <削除する相違理由> 「【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は燃料補給については技術的能力まとめ資料1.14にて整理する。」	